

(整理番号 2310)

長野地方最低賃金審議会第 2 回特定最低賃金検討小委員会 議事要旨

開催日時	令和 5 年 8 月 9 日 10 時 29 分 ~ 10 時 56 分		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
議題	1 令和 5 年度特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について 2 特定最低賃金検討小委員会委員長報告について 3 その他		
1 令和 5 年度特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について 資料番号 2 ~ 4 に基づく特定最賃の改正決定に係る申出状況について事務局からの説明に引き続き審議がなされた結果、申出のあった計量器等、はん用機械器具等、各種商品小売業の 3 業種特定最低賃金の改正決定について、全て必要性有りとされた。			
2 特定最低賃金検討小委員会委員長報告について 別添「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)(案)」が作成、承認され、委員長から会長へ報告されることとなった。			
3 その他 今後の審議会(第 4 回本審議会)日程について、事務局から説明がなされた。			
配布資料			
1 長野地方最低賃金審議会特定最低賃金検討小委員会委員名簿			
2 申出書(計量器等)			
3 申出書(はん用機械器具等)			
4 申出書(各種商品小売業)			
5 令和 5 年度申出書審査結果表			
6 特定最低賃金の改正申出状況の推移(平成 25 年度 ~ 令和 5 年度)			
7 長野県における最低賃金額改定の推移(引上げ額等)			

(案)

令和5年8月9日

長野地方最低賃金審議会

会長 倉崎 哲矢 殿

長野地方最低賃金審議会

特定最低賃金検討小委員会

委員長 倉崎 哲矢

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和5年8月9日、長野地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、下記特定最低賃金について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

記

- 1 長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業
- 2 長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業
- 3 長野県各種商品小売業
ただし、専門部会において次年度以降のあり方についても審議を十分に尽くすこと